

H31 教学相第173-1号  
平成31年4月15日

各市立学校長 様

教 育 長

### 「学校いじめ防止基本方針」の改定について（依頼）

本年4月1日に「仙台市いじめの防止等に関する条例」（以下「条例」という。）が施行され、併せて「仙台市いじめ防止基本方針」（以下「市基本方針」という。）を改定いたしました。

各学校では、既に策定済の「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）について、条例の施行及び市基本方針の改定を踏まえ、改定を行う必要があります。

学校基本方針は、各学校のいじめ防止等の取組の基本的な考え方や、具体的な取り組みの内容を示すものであり、各学校のいじめ防止等に向けた取組の実効性を確保する上でも極めて重要なものです。

つきましては、学校基本方針の改定に当たっては特に下記の点に留意するとともに、今回の改定を通じて、学校のこれまでのいじめ防止対策やいじめ防止等に係る体制の総点検を行い、必要な改善を図る機会とするようお願いいたします。

また、学校基本方針の改定に際しては、児童生徒、保護者、地域住民から意見聴取を行うことが条例により義務化されました。

この機会を通じて、学校の教職員のみならず、児童生徒や保護者、地域住民へのいじめの問題に関する理解の浸透が図られ、社会全体でいじめの問題に取り組む大きな契機となるよう、積極的な取り組みをお願いいたします。

#### 記

- 1 学校基本方針の改定に当たり、「条例」及び「市基本方針」の内容について、改めて全教職員の理解の浸透を図ること。

その上で、市基本方針中「2 市立学校が実施すべき施策」の内容に特に留意の上、学校の実情に即した具体的な取組を盛り込んだ改正を行うこと。

なお、具体的な取組の検討に当たっては、「市基本方針」の他、「仙台市いじめ問題再調査委員会による答申における「再発防止に向けた提言」への対応について」に掲げる「再発防止策」についても十分考慮し、学校としての取組が望まれる項目については、学校基本方針にも反映させること

- 2 改定は今年度8月末までに終え、適用すること。

なお、改定にあたっては、別紙「改定手順について」を参考に進めるとともに、「児童生徒」「保護者」「地域住民」との意見交換についても遺漏なく行うこと。

担当：教育相談課いじめ不登校対策班  
電話：214-8780